

令和 6 年 9 月 1 2 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 90 号	令和5年度唐津市一般会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 91 号	令和5年度唐津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算……	(別冊)
議案第 92 号	令和5年度唐津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算…	(別冊)
議案第 93 号	令和5年度唐津市介護保険特別会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 94 号	令和5年度唐津市観光施設特別会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 95 号	令和5年度唐津市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算…	(別冊)
議案第 96 号	令和5年度唐津市水道事業会計の利益処分及び決算……………	(別冊)
議案第 97 号	令和5年度唐津市工業用水道事業会計決算……………	(別冊)
議案第 98 号	令和5年度唐津市下水道事業会計決算……………	(別冊)
議案第 99 号	令和5年度唐津市市民病院きたはた事業会計の利益処分及び決算……………	(別冊)
議案第 100 号	令和5年度唐津市モーターボート競走事業会計の利益処分及び決算……………	(別冊)
議案第 101 号	唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び唐津市児童の心臓病医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1
報告第 16 号	令和5年度唐津市一般会計継続費精算報告について……………	3
報告第 17 号	令和5年度唐津市水道事業会計継続費精算報告について……………	5
報告第 18 号	令和5年度唐津市下水道事業会計継続費精算報告について……………	7
報告第 19 号	令和5年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費精算報告について……………	9
報告第 20 号	令和5年度唐津市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	11
報告第 21 号	令和5年度に放棄した債権の報告について(その1)……………	13
報告第 22 号	令和5年度に放棄した債権の報告について(その2)……………	14

議案第 101 号

唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び唐津市児童の
心臓病医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び唐津市児童の心臓病医療
費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び唐津市児童の
心臓病医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第
131 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号イ中「第 2 条の 4 第 7 項」を「第 2 条の 4 第 6 項」に改め、同号
ウ中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

(唐津市児童の心臓病医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 唐津市児童の心臓病医療費の助成に関する条例（平成 17 年条例第 132
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及
び唐津市児童の心臓病医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日
(以下「施行日」という。)以後に行われる医療に係る医療費の助成について適
用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例に
よる。

報告第 16 号

令和 5 年度唐津市一般会計継続費精算報告について

唐津市一般会計継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	5	唐津城石垣再築 整備Ⅱ期(2工区) 事業費	元	円 115,243,000	円 48,400,000	円 60,100,000	円 6,743,000	円	円 94,105,033	円 39,200,000	円 47,800,000	円 6,743,000	円 362,033	円 21,137,967	円 9,200,000	円 12,300,000	円	△ 362,033
			2	260,386,000	47,600,000	186,300,000	26,486,000		274,735,878	47,600,000	192,900,000	25,533,568	8,702,310	△ 14,349,878		△ 6,600,000	952,432	△ 8,702,310
			3	181,326,000	138,900,000	38,100,000	4,326,000		107,538,359	95,191,000	7,900,000	2,997,226	1,450,133	73,787,641	43,709,000	30,200,000	1,328,774	△ 1,450,133
			4	24,937,000	4,200,000	16,100,000	4,637,000		57,732,017	44,709,000	8,000,000	4,755,947	267,070	△ 32,795,017	△ 40,509,000	8,100,000	△ 118,947	△ 267,070
			5	93,549,000	13,200,000	66,400,000	13,949,000		140,858,774	17,400,000	80,200,000	15,357,863	27,900,911	△ 47,309,774	△ 4,200,000	△ 13,800,000	△ 1,408,863	△ 27,900,911
			計	675,441,000	252,300,000	367,000,000	56,141,000		674,970,061	244,100,000	336,800,000	55,387,604	38,682,457	470,939	8,200,000	30,200,000	753,396	△ 38,682,457
10	5	西部学校給食 センター(仮称) 整備事業費	4	864,724,000		777,200,000	87,524,000		635,606,302		570,700,000	64,906,302		229,117,698		206,500,000	22,617,698	
			5	2,234,720,000		2,010,700,000	224,020,000		2,369,561,370		2,130,500,000	239,061,370		△ 134,841,370		△ 119,800,000	△ 15,041,370	
			計	3,099,444,000		2,787,900,000	311,544,000		3,005,167,672		2,701,200,000	303,967,672		94,276,328		86,700,000	7,576,328	

報告第 17 号

令和 5 年度唐津市水道事業会計継続費精算報告について

唐津市水道事業会計継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	久里浄水場中央監視 装置長寿命化事業	4	円 100,507,000	円	円 80,400,000	円 20,107,000	円	円	円	円	円 100,507,000	円	円 80,400,000	円 20,107,000
			5	99,539,000		79,600,000	19,939,000	187,000,000		152,400,000	34,600,000	△ 87,461,000		△ 72,800,000	△ 14,661,000
			計	200,046,000		160,000,000	40,046,000	187,000,000		152,400,000	34,600,000	13,046,000		7,600,000	5,446,000

報告第 18 号

令和 5 年度唐津市下水道事業会計継続費精算報告について

唐津市下水道事業会計継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			4	30,490,000	15,245,000	15,200,000	45,000					30,490,000	15,245,000	15,200,000	45,000
1	1	唐津市浄水センター 除塵機 改築事業	5	114,510,000	57,255,000	57,200,000	55,000	134,200,000	67,100,000	67,055,000	45,000	△ 19,690,000	△ 9,845,000	△ 9,855,000	10,000
			計	145,000,000	72,500,000	72,400,000	100,000	134,200,000	67,100,000	67,055,000	45,000	10,800,000	5,400,000	5,345,000	55,000

報告第 19 号

令和 5 年度唐津市モーターボート競走事業会計継続費精算報告について

唐津市モーターボート競走事業会計継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度 唐津市モーターボート競走事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義 務発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					企業債	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企業債	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金		企業債	建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	排水機場排水ポンプ 施 設 改 修 事 業	4	円 231,000,000	円	円 231,000,000	円	円	円	円	円	円 231,000,000	円	円 231,000,000	円
			5	341,000,000		341,000,000		566,662,800		566,662,800		△ 225,662,800		△ 225,662,800	
			計	572,000,000		572,000,000		566,662,800		566,662,800		5,337,200		5,337,200	

報告第 20 号

令和 5 年度唐津市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和5年度唐津市健全化判断比率

健全化判断比率名	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.62 %	20.0 %
連結実質赤字比率	—	16.62 %	30.0 %
実 質 公 債 費 比 率	13.5 %	25.0 %	35.0 %
将 来 負 担 比 率	111.1 %	350.0 %	

※「—」は、当該比率が生じていない「黒字である」ことを表している。

令和5年度唐津市資金不足比率

特 別 会 計 名	資 金 不 足 比 率	経営健全化基準
観 光 施 設 特 別 会 計	—	20.0 %
水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
市民病院きたはた事業会計	—	20.0 %
モーターボート競走事業会計	—	0.0 %

※「—」は、当該比率が生じていない「資金不足でない」ことを表している。

報告第 2 1 号

放棄した債権の報告について（その 1）

唐津市債権の管理に関する条例（令和 2 年条例第 6 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年度において次の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

唐津市長 峰 達 郎

放棄した 債権の名称	放棄した 債権の件数	放棄した債権の金額	放棄した理由
唐津市同和 地区中小企 業振興資金 貸付金	2 件	金 5 7, 5 8 0, 2 7 3 円	徴収停止の措置を採った日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済の見込みなし（条例第 1 4 条第 1 項第 4 号）
	1 件	金 6, 6 2 9, 7 3 4 円	消滅時効に係る時効期間の満了（条例第 1 4 条第 1 項第 6 号）
唐津市同和 地区結婚資 金貸付金	1 件	金 2 8 7, 5 0 0 円	消滅時効に係る時効期間の満了（条例第 1 4 条第 1 項第 6 号）

報告第 2 2 号

放棄した債権の報告について（その 2）

唐津市債権の管理に関する条例（令和 2 年条例第 6 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年度において次の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 1 2 日

唐津市長 峰 達 郎

放 棄 し た 債権の名称	放 棄 し た 債権の件数	放棄した債権の金額	放棄した理由
平成 2 5 年 3 月支給嘱 託職員報酬 返還金	1 件	金 1 3 4 , 0 0 0 円	消滅時効に係る時効期 間の満了（条例第 1 4 条第 1 項第 6 号）